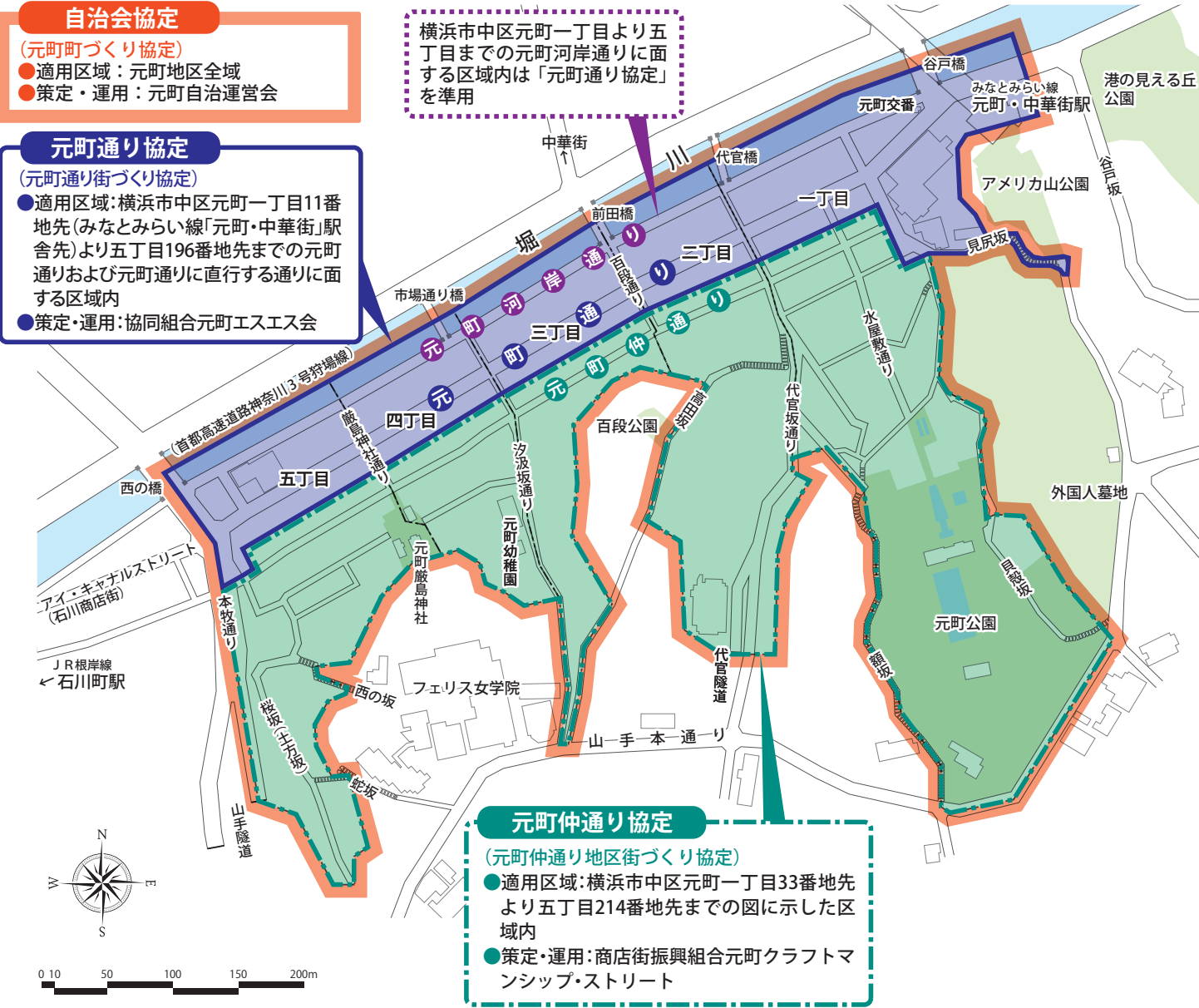


元町まちづくり協定 適用区域



自治会協定のお問い合わせ
元町自治運営会
横浜市中区元町5-208
TEL.045-681-8087

元町通り協定のお問い合わせ
協同組合元町SS会
横浜市中区元町1-14
TEL.045-641-1557

元町仲通り協定のお問い合わせ
商店街振興組合元町クラフトマンシップ・ストリート
横浜市中区元町3-132 HSビル204号
TEL.045-663-1413

くわしくは「元町公式ルールブック」をご覧ください



元町公式ルールブック
届出様式のダウンロード

住む人、商う人、働く人のまちづくりルール
元町まちづくり協定

事前の

元町では、
すべての建物の
新築・増改築や
お店の看板などに
届出が必要です



元町まちづくり協定は、「横浜市地域まちづくり推進条例」に基づく「地域まちづくりルール」の認定を受けています。これにより、協定を運用する各組織だけでなく、行政による助言・指導・勧告等が可能となり、官民協働によるまちづくりを推進しています。



元町まちづくり協議会

こんなときには、届出が必要です。

ルールの内容と届出の手続きについては元町公式ルールブックをご覧ください



届出様式ダウンロード

ア 土地区画形質の変更(敷地に土を入れる等の造成工事 など)

エ 建築物等の用途の変更(事務所から飲食店へ、車庫から物販店へ など)

イ 建築物等の建設(建物の新築・増改築をする、建物の位置を動かす など)

オ 建築物等の形態又は意匠の変更(外壁の変更、屋根の葺き替え など)

ウ 工作物の設置(道路占用物件を設置する、塀、フェンス等を設ける、自動販売機を設置する、電柱を設置する など)

カ 屋外広告物等の設置または取り替え



※自動販売機は、元町通りおよび元町通りに直行する通りに面して設置することは禁止されています。



デジタルサイネージ、映像装置類は店舗内で

箱型内照式看板は禁止



文字が光るのはOK



キ

道路または民地歩道の掘削(舗装の掘削、掘り返し、地下埋設物の設置または撤去 など)

ク

解体工事、内装工事、道路または民地歩道を利用して行う各種工事



置き看板や店頭販売は民地内あるいは元町通り、元町仲通りの民地歩道内に限ります。道路上に設置されたものは「屋外広告物法」にもとづく違反行為として除却等の対象となります。



ケ

置き看板を置きたい
店頭販売を行いたい

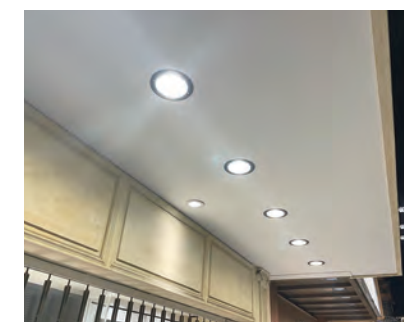


地区計画における認定や建築確認申請等の行政手続きが必要な行為の場合は、それらの手続きを開始する**30日以上前**、それ以外の行為については、工事等を実施する**30日以上前**に届出を行ってください。

営業時間について

営業のコアタイムを11:00～19:00として、街全体のにぎわいを維持することへのご協力をお願いします。また、夜のにぎわいを維持するため、19:00以降の営業もお願いします。

軒下照明の夜間点灯について



夜間の防犯、住民・来街者の安全のために、軒下照明(または玄関灯)を日没から日の出まで点灯していただくよう、お願いします。

こんなときは、
事前に
ご相談ください。

- 元町に新たに出店する計画がある。
- 今の店舗をリニューアルして営業を再開したい。
- 店舗の看板を付け替えたい。店舗入口に置き看板を作りたい。
- 建物が傷んできたので、外壁塗装をしようと思っている。
- 屋根の葺き替えを予定している。
- 新築は未定だけど、とりあえず建物は解体して平地にしておく。

問い合わせ先は裏面を参照して下さい